

令和 6 年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択方法について

1 令和 6 年度使用昭島市立小・中学校教科用図書の採択

(1) 小学校の通常の学級で使用する教科用図書

令和元年度に採択した教科用図書の使用期間が令和 2 年度から令和 5 年度の 4 年間であるため、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき新たに教科用図書の採択を実施する。

(2) 中学校の通常の学級で使用する教科用図書

令和 2 年度に採択した教科用図書及び令和 3 年度に採択した社会科（歴史的分野）の使用期間が令和 3 年度から令和 6 年度の 4 年間であるため、令和 5 年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択する。

(3) 特別支援学級で使用する教科用図書

毎年度採択を行うことができるので、昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱に基づき、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切なものを採択する。

2 日程

別紙 1 のとおり

3 添付資料

(1) 令和 5 年度使用中校教科用図書採択事務の手順・・・別紙 1

(2) 令和 5 年度昭島市特別支援学級使用教科用図書採択事務日程及び事務の手順について・・・別紙 2

(3) 昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱・・・別紙 3

(4) 昭島市立学校教科用図書選定資料作成委員会等に関する要綱・・・別紙 4

令和 6 年度使用小学校教科用図書採択事務の手順

○ 5 月 1 2 日（金） **小学校教科用図書選定資料作成委員会**

- ・委員の委嘱並びに委員長及び副委員長の選出
- ・教育委員会から教科書採択に関わる選定資料の作成を委員会に依頼
- ・採択事務に関わる日程及び事務内容の確認

○ 5 月 2 2 日（月） **調査研究部会説明会**

- ・「令和 6 年度使用の昭島市立小学校教科用図書に関する調査結果の報告書」の作成に係る説明
- ・採択事務に関わる日程及び事務内容の説明

○ 5 月 2 3 日（火）～ 6 月 1 5 日（木） **各学校への教科書巡回展示**

- ・「令和 6 年度使用の昭島市立小学校教科用図書に関する調査結果の報告書」の作成（調査研究部員）
- ・調査研究部会委員から調査研究部会部長への報告書の提出→締切：6 月 1 6 日（金）

○ 6 月 1 9 日（月）～ 6 月 2 9 日（木）の間 **調査研究部会（教科ごとの開催）**

- ・「令和 6 年度使用の昭島市立小学校教科用図書に関する調査結果の報告書」の作成（調査研究部会）
- ・調査研究部会部長から指導課への報告書の提出→締切：7 月 3 日（月）

○ 7 月 6 日（木）・1 4 日（金） **小学校教科用図書選定資料作成委員会**

- ・調査研究部会部長による「令和 6 年度使用の昭島市立小学校教科用図書に関する調査結果の報告書」の報告及び委員による協議
- ・「令和 6 年度使用の昭島市立小学校教科用図書に関する調査結果の報告書」の作成

○ 8 月 1 0 日（木） **教育委員会定例会**

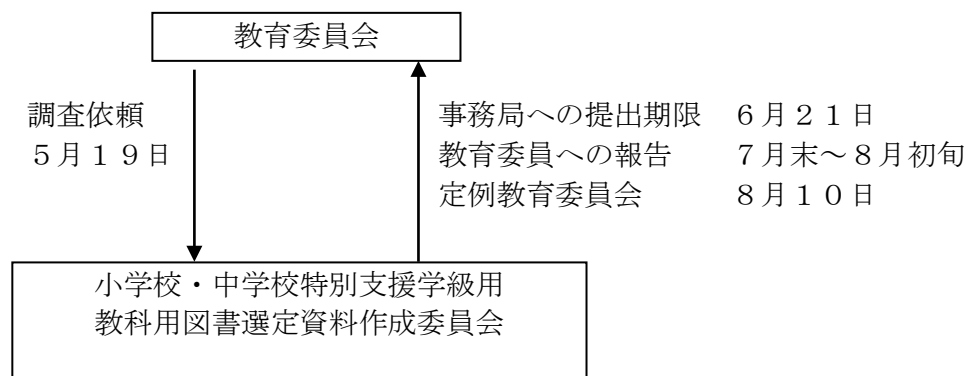
- ・選定資料作成委員会委員長、調査研究部長による教育委員への報告
- ・教育委員会委員による審議及び採択

令和 6 年度使用昭島市特別支援学級使用教科用図書採択事務日程及び事務の手順について

1 採択事務日程

- 5 月 1 9 日（金） 関係学校長（固定制特別支援学級設置校）に調査・報告を依頼
＊特別支援学級用教科用図書選定資料作成委員会を開催
- 6 月 2 1 日（水） 関係学校長（固定制特別支援学級設置校）から報告書提出の締切
- 7 月末～8 月初旬 教育委員に報告書配布（各委員は報告書を参考に検討）
- 8 月 1 0 日（木） 定例教育委員会にて採択
＊関係学校長（固定制特別支援学級設置校）出席

2 採択事務手順



昭島市立小学校及び中学校使用教科用図書採択要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う昭島市立小学校及び中学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択に関する基本方針を定め、採択を公正かつ適正に行うことを目的とする。

(基本方針)

第2条 採択の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学習指導要領に示された目標等を踏まえて、教科書の調査及び研究が十分に行われるようにする。
- (2) 実態に即した教科書を採択するため、指導方法等の研究の成果を反映させ、教員等の意見を収集し、分析及び検討を行うこと。
- (3) 教科書の調査及び研究は、次に掲げる事項を中心に行うこと。
 - ア 内容
 - イ 構成及び分量
 - ウ 表記及び表現並びに使用上の便宜
 - エ その他教科の特性により特に調査及び研究が必要な事項
- (4) 採択に関する事務については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定による東京都教育委員会の指導、助言又は援助を尊重し、採択の責任と権限が教育委員会にあることを明確にして行う。

(採択の方法)

第3条 教育委員会は、次に掲げるところにより採択を行うものとする。

- (1) 校種（小学校又は中学校の種別をいう。）及び種目（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項に規定する種目をいう。）ごとに1種の教科書を採択すること。
- (2) 採択は、毎年度行うこと。この場合において、次の各号に掲げる教科書の区分に応じ、次の各号に定める方法によること。
 - ア 教科書（特別支援学級用教科書を除く。）

4年ごとに行う採択は教科書目録（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第6条第1項に規定する目録をいう。）に登載された教科書を対象として行うこととし、当該採択以外の採択は特別な事情がある場合を除き前年度において使用した教科書を対象に

して行うこと。

イ 特別支援学級用教科書

採択は、第5条の規定により特別支援学級用教科用図書選定資料作成委員会が報告した資料に記載された教科書を対象として行うこと。

ただし、特に必要と認める場合は、当該教科書以外の教科書を対象として採択を行うことができること。

(教育委員会の役割)

第4条 教育委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 採択の実施
- (2) 採択に関する公正確保等の指示及び通達の発令
- (3) 採択手続の検討
- (4) 採択に関する法令、文書等の確認
- (5) 教科書展示の実施
- (6) その他採択を公正かつ適正に行うために必要な事務の実施

(昭島市立学校教科用図書選定資料作成委員会等)

第5条 教育委員会は、採択を公正かつ適正に行うため、昭島市立小学校教科用図書選定資料作成委員会及び昭島市立中学校教科用図書選定資料作成委員会並びに特別支援学級用教科用図書選定資料作成委員会を設置する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

昭島市立学校教科用図書選定資料作成委員会等に関する要綱

(設置)

第1条 昭島市立学校における教科用図書の適正な採択を行うため、昭島市立学校教科用図書選定資料作成委員会（以下「作成委員会」という。）及び昭島市立学校教科用図書選定資料作成委員会調査研究部会（以下「調査研究部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 作成委員会は、昭島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指示に基づき、教科用図書の採択に関する事項を調査研究し、教育委員会が採択するための資料を作成する。

2 調査研究部会は、教育委員会の指示に基づく前項の作成委員会の調査研究事項をその教科ごとに分担し、当該事項を調査研究し、その旨を作成委員会に報告する。

(作成委員会の構成)

第3条 作成委員会の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 昭島市立小学校教科用図書選定資料作成委員会
- (2) 昭島市立中学校教科用図書選定資料作成委員会

第4条 調査研究部会の構成は、校種（小学校又は中学校の種別をいう。）及び種目（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第13条第1項に規定する種目をいう。）ごとに構成する。

(組織)

第5条 作成委員会委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 昭島市立小学校教科用図書選定資料作成委員会
 - ア 昭島市立小学校校長会の代表者 1名
 - イ 昭島市立小学校副校長会の代表者 1名
 - ウ 前条に規定する調査研究部会の部長
 - エ 学識経験のある者 1名
 - オ 児童の保護者 3名
- (2) 昭島市立中学校教科用図書選定資料作成委員会
 - ア 昭島市立中学校校長会の代表者 1名
 - イ 昭島市立中学校副校長会の代表者 1名
 - ウ 前条に規定する調査研究部会の部長

エ 学識経験のある者 1名

オ 生徒の保護者 3名

2 前条の小学校における調査研究部会委員は、調査研究部会ごとに次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 昭島市立小学校校長会の代表者 1名

(2) 昭島市立小学校校長が推薦する教員 教職経験が2年以上の者7名以内

3 前条の中学校における調査研究部会委員は、調査研究部会ごとに次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 昭島市立中学校校長会又は副校長会の代表者 1名

(2) 昭島市立中学校校長が推薦する教員 教職経験が2年以上の者6名以内

4 教育委員会は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

(欠格事項)

第6条 教科用図書の採択に関し、直接の利害を有すると認められる者は、作成委員会及び調査研究部会の委員になることができない。

(解任)

第7条 教育委員会は、作成委員会及び調査研究部会の委員が、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する等、その職務を行うに不相当と認められたときは、その職を解くことができる。

(委員の任期)

第8条 作成委員会委員の任期は、第2条第1項の規定により教育委員会に報告を終了したときまでとする。

2 調査研究部会委員の任期は、第2条第2項の規定により作成委員会に報告を終了したときまでとする。

(採択委員会の委員長及び副委員長)

第9条 各作成委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、各作成委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 各作成委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 各作成委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、各作成委員会の議長となる。
- 4 各作成委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査研究部会の部長)

第11条 各調査研究部会に部長を置く。

- 2 部長は、各調査研究部会委員のうち校長又は副校長の職にある者を充てる。
- 3 部長は、各調査研究部会を代表し、会務を総理する。

(会議の非公開)

第12条 作成委員会及び調査研究部会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第13条 作成委員会及び調査研究部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(教育委員会での説明)

第14条 作成委員会は教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、調査研究の事項について説明を行う。

(庶務)

第15条 作成委員会及び調査研究部会の庶務は、教育委員会学校教育部指導課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、作成委員会及び調査研究部会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
(昭島市公立学校教科用図書採択要綱の廃止)
- 2 昭島市公立学校教科用図書採択要綱（平成11年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年4月1日要綱第29号）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。